

## 不燃化推進事業建替え促進助成金交付申請書

年 月 日

文京区長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

※ 本人（代表者）の自署又は記名押印

文京区不燃化推進事業要綱第10条第1項の規定により、建替え促進に係る助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たり、国、東京都、区等から老朽建築物の建替え又は老朽建築物の除却に係る事業に関して補助金等の交付を受けていません（受ける予定はありません。）。

## 記

## 1 老朽建築物

住居表示	
地名地番	
家屋番号	
用途	
構造及び階数	木造 ・ 一部（ 造） / 地上 階 ・ 地下 階
延床面積	m <sup>2</sup>
耐火性能	防火構造 ・ その他（ ）
しゅん工時期	年 月頃
建築確認年月日	年 月 日 第 号 ・ 不明
除却工事	着工予定年月日 年 月 日
	除却工事費 円※ 税抜金額を記入してください。
特記事項	

※ 老朽建築物であることの理由（区役所記入欄のためチェックは不要です。）

- 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の3分の2に相当する年数を経過した木造建築物
- 災害その他の理由により、これと同程度の機能の低下を生じている木造建築物
- 区長が特に必要があると認めた建築物

## 2 建替え後の建築物

用途	専用住宅・兼用住宅・共同住宅・長屋・その他（ ）
構造及び階数	造 / 地上 階 ・ 地下 階
建築面積	m <sup>2</sup>
延床面積	m <sup>2</sup> （住宅用途部分： m <sup>2</sup> ）
耐火性能	耐火構造 ・ 準耐火構造
建築工事	着工予定年月日 年 月 日
	しゅん工予定年月日 年 月 日
	建築設計費 円 工事監理 円 合計 円 ※ 税抜金額を記入してください。
特記事項	

※ 裏面の注意事項をご確認ください。

## ※ 注意事項

- 1 この申請書は、**必ず建築物の除却工事の着工前に提出**してください。
- 2 添付書類
  - (1) 申請者に関する書類
    - 前年度（4月から6月までに申請する場合は、前々年度）の住民税納税証明書（申請する日から3月以内に発行されたものに限る。）
    - ※ ご本人以外の方の申請は、委任状が必要になる場合があります。詳しくは、各自治体の住民税担当部署にご確認ください。
    - 土地及び老朽建築物の所有者が確認できる書類（登記事項証明書（申請する日から3月以内に発行されたものに限る。）等）
    - 法人登記事項証明書（申請する日から3月以内に発行されたものに限る。）及び中小企業者等であることを証明する図書（業種、資本金、従業員数等が分かるものをいい、中小企業者が申請するときに限る。）
  - (2) 敷地に関する書類
    - 土地の所有者の同意書（土地の所有者が複数いるとき又は土地の所有者と老朽建築物の所有者が異なるときに限る。）
    - 公図
  - (3) 除却する老朽建築物に関する書類
    - 老朽建築物の現況が分かる図面（付近見取図、配置図等）
    - 老朽建築物の現況が分かる写真
    - 除却工事に関する見積書（老朽建築物及びその附属物の除却費用がそれぞれ別に記載されたものに限る。）の写し
    - 老朽建築物の建築年数が分かる書類（建物の登記事項証明書（申請する日から3月以内に発行されたものに限る。）等）
    - 老朽建築物の所有者全員の同意書（老朽建築物の所有者が複数いるときに限る。）
  - (4) 建替え後の建築物に関する書類（建築工事着工前に提出することができます。）
    - 建築設計費、工事監理費及び建築工事費の内訳がそれぞれ別に記載された見積書の写し（兼用住宅、共同住宅及び長屋、その他これらに類する居住の用に供するものに限る。）
    - 建替え後の建築物の図面（配置図、各階平面図、求積図、立面図等）
    - 建替え後の建築物の確認済証の写し及び確認申請書の第1面から第5面までの写し
    - 建替え後の建築物が、景観法に基づく届出を要する場合にあっては、同法に基づく行為の届出書の写し（景観計画区域内における行為の届出書）
  - (5) 高齢者世帯の建替え加算を受ける場合における書類（高齢者世帯の建替え加算を受ける場合に限る。）
    - 住民票（居住する各世帯の世帯主を確認できる書類として、申請日から3月以内に発行されたものに限る。）
    - 戸籍謄本（居住する各世帯の世帯主が、3親等内の親族であること及びこれらの者のうち1以上が高齢者（申請時において満65歳以上の者をいう。）であることを確認できる書類として、申請日から3月以内に発行されたものに限る。）